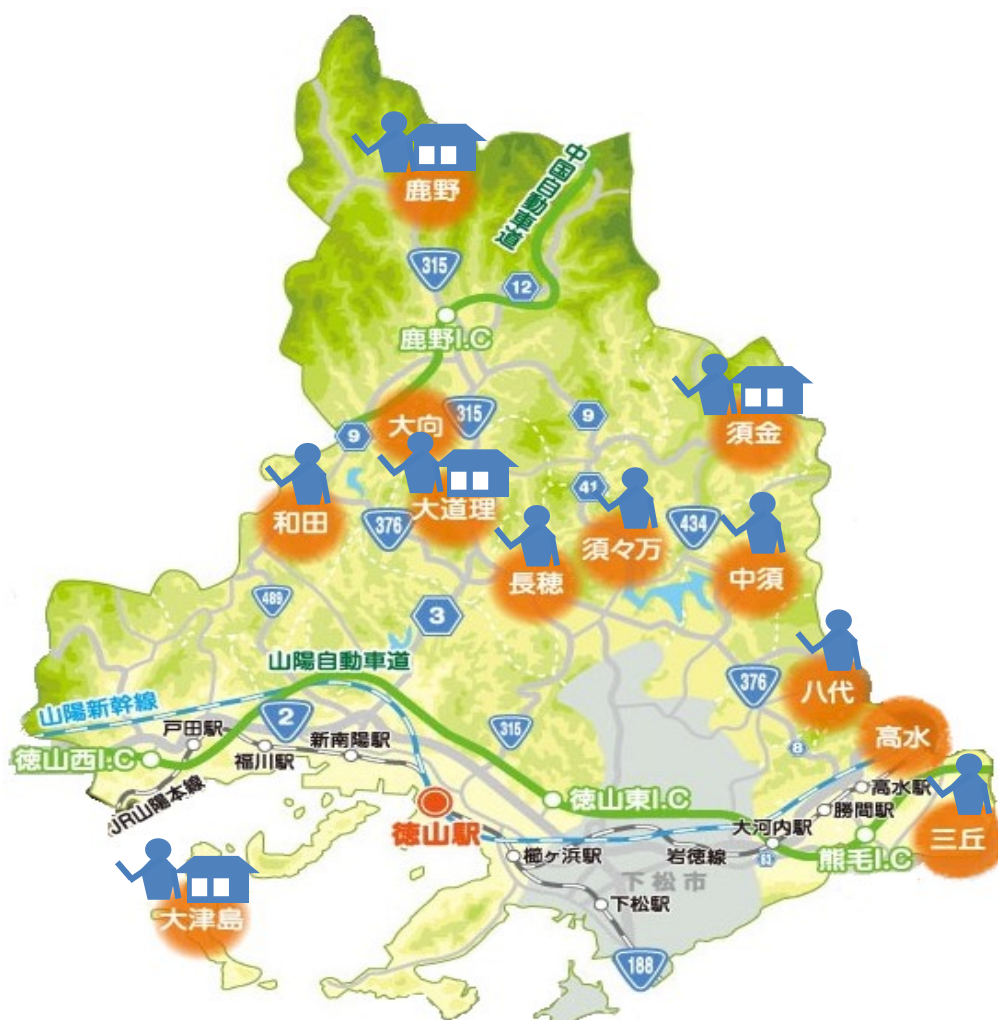


周南市中山間地域等移住者受入体制整備事業補助金

申請の手引き



移住交流推進課

補助制度の概要

1 空き家改修支援事業

移住者等による空き家の改修・修繕、付属設備の交換・新設などに要する経費の一部の助成

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請日において次のア～エの要件を全て満たす個人 ② 申請日において次のイ・ウを満たす社員のための住居を整備する法人又は個人事業者 ア 20歳以上の人 イ 市内に住所を有していない、又は市内に住所を有してから6か月を経過していない人 ウ 事業完了後3か月以内に転入できる人 エ 購入・賃借する空き家の所有者の3親等以内の親族でない人
対象地域	<p>大道理・須金・長穂・須々万・中須・大津島・和田・八代・三丘・鹿野の10地域 (H30.9.25 現在)</p>
補助率	2分の1 (大津島は3分の2)
補助限度額	100万円 ※千円未満の端数は切り捨てます
対象物件	購入・賃借物件
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ① 居住するために必要な最低限の修繕及び改修 ② 建物に付属する設備の交換及び新設
補助金の返還	<p>次の①又は②に該当することになった場合、下表のとおり補助金を返還していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 【個人】 3年未満で退去または賃貸借契約を解除した場合 【法人又は個人事業者】 3年未満で社員が退去したとき(退去後3ヵ月以内に新たに社員が入居した場合をのぞく)、又は賃貸借契約を解除した場合。 ② 事業完了後、3か月を経過しても転入しない場合
申請方法	3ページをご確認ください。
その他	同一の対象者、同一の空き家に対して補助金は1回限りです。

2 家財道具等処分支援事業

空き家内に残る家財道具等の処分に要する経費の全部または一部の助成

補助対象者	家財道具等の所有者
対象地域	大道理・須金・長穂・須々万・中須・大津島・和田・八代・三丘・鹿野の 10地域 (H30.9.25 現在)
補助率	10分の10
補助限度額	10万円 ※千円未満の端数は切り捨てる
対象事業	次のいずれかの要件を満たす空き家内の家財道具等を処分する事業 ① 周南市空き家情報バンクに登録されている物件 ② 地域の「空き家情報リスト」に登録されている物件
対象経費	家財道具等の処分に要する経費※家電リサイクル料金は除く
補助金の返還	次に該当することになった場合、補助金を全額返還していただきます。 ・5年未満で売買・賃貸物件として取り扱わなくなった場合
申請方法	4ページをご確認ください
その他	同一の空き家に対して補助金は1回限りです。

3 空き家掘起活動支援事業

空き家の掘起しなど移住者を受け入れるための活動費の支援

補助対象者	地域コミュニティ団体等
対象地域	大道理・須金・長穂・須々万・中須・大津島・和田・八代・三丘・鹿野の 10地域 (H30.9.25 現在)
対象事業	空き家の所有者に対して「空き家情報バンク」又は地域が独自に管理する 「空き家情報リスト」(以下「空き家バンク等」という。)に、空き家の登録 を働きかける活動
補助金額	空き家バンク等に登録した物件 1件につき1万円
申請方法	5ページをご確認ください
その他	同一の空き家に対して補助金は1回限りです。

申請方法及び手順

1 空き家改修支援事業

手順	提出書類（送付書類）
1. 事前相談	提出書類はありませんが、計画内容が分かるものをお持ちください。 ※補助対象になるかどうか事前にご相談ください。
2. 交付申請書の提出	①補助金等交付申請書（規則別記第1号様式） …6 ページ ②事業計画書（別記様式第1号） …8 ページ ③見積書（改修等の内容が分かるもの） ④図面等（改修等の内容が分かるもの） ⑤位置図及び現況写真 ⑥住民票の写し（申請日の1ヶ月前までのもの） ⑦売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し若しくは賃貸借契約が予定されていることが確認できる書類 ⑧所有者の同意書（補助対象者が改修等をすることについての同意） ※契約書に記載があれば、⑧は不要 ⑨補助対象者が法人又は個人事業者（以下「法人等」という。）の場合、入居者が法人等の社員であることが確認できる書類
3. 書類審査	提出された書類を審査します
4. 補助金等交付決定通知書の送付	補助金の交付の可否について通知書を送付します。
5. 工事着手	通知書を受領後に工事を開始してください。
6. 工事完了	工事完了後30日以内または3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
7. 実績報告書の提出	①実績報告書（規則別記第7号様式） …7 ページ ②事業実績書（別記様式第4号） …10 ページ ③改修に要した経費の内訳及び内容が確認できる書類 ④工事（請負）契約書及び領収書の写し ⑤完成写真 ⑥賃貸契約書の写し（申請時に提出していない場合） ⑦住民票の写し（転入していない場合は、実績報告書の申請日から3か月以内に転入する旨の確約書。この場合、転入後に速やかに住民票の写しを提出すること）
8. 実績審査	実績報告書の内容を審査します。
9. 補助金等確定通知書の送付	補助金等確定通知書を送付します。
10. 補助金請求書の提出	通知書を受領後、補助金請求書（別記様式第5号）を提出してください。
11. 補助金の支払い	請求書に記入された口座に振込みます。

2 家財道具等処分支援事業

手順	提出書類（送付書類）
1. 事前相談	提出書類はありませんが、相談内容が分かるものをお持ちください。 ※補助対象になるかどうか事前にご相談ください。
2. 交付申請書の提出	①補助金等交付申請書（規則別記第1号様式） …6 ページ ②事業計画書（別記様式第1号） …8 ページ ③見積書（処分費用の内訳が分かるもの） ④対象物件の位置図及び現況写真 ⑤空き家情報リストに登録済みの空き家情報登録票の写し（空き家情報バンク登録物件は不要）
3. 書類審査	提出された書類を審査します。
4. 補助金等交付決定通知書の送付	補助金の交付の可否について通知書を送付します。
5. 処分着手	通知書を受領後に処分を開始してください。
6. 処分完了	処分完了後 30 日以内または 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
7. 実績報告書の提出	①実績報告書（規則別記第7号様式） …7 ページ ②事業実績書（別記様式第4号） …10 ページ ③処分に要した経費の内訳が確認できる書類 ④領収書の写し ⑤処分後の状況を確認できる写真
8. 実績審査	提出された書類を審査します。
9. 補助金等確定通知書の送付	補助金等確定通知書を送付します。
10. 補助金請求書の提出	通知書を受領後、補助金請求書（別記様式第5号）を提出してください。
11. 補助金の支払い	請求書に記入された口座に振込みます。

3 空き家掘起活動支援事業

手順	提出書類（送付書類）
1. 事前相談	補助対象になるかどうか事前にご相談ください
2. 交付申請書の提出	①中山間地域等移住者受入体制整備事業補助金交付申請書（別記様式第2号） …9 ページ ②地域で管理する空き家情報登録票の写し（空き家情報バンクへの登録が無い場合） ③対象物件の位置図および現況写真（空き家情報バンク登録が無い場合） ④対象物件の固定資産税課税明細書または名寄帳（空き家情報バンクへの登録が無い場合） ⑤その他市長が必要と認める書類
3. 書類審査	提出された書類を審査します。
4. 補助金交付決定及び確定通知書の送付	補助金の交付決定及び確定通知書を送付します。
5. 補助金請求書の提出	通知書を受領後、補助金請求書（別記様式第5号）を提出してください。
6. 補助金の支払い	請求書に記入された口座に振込みます。

申請書類提出先

周南市 移住交流推進課 移住定住担当
〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地
TEL 0834-22-8341
FAX 0834-22-8428
Mail ijukoryu@city.shunan.lg.jp